

◆論文◆

## 戦後70年 沖縄戦の 「戦死者」と慰霊の意味を問う

－「戦没（者）」をめぐる政治学－

浅井 春夫

(福祉学科教員)

はじめに－戦後70年にあらためて考える－

戦後70年はさまざまな取り上げられ方がされてきたが、集団的自衛権の行使容認と安全保障関連法案に関する国民的論議は、戦争が日本の未来の現実的な可能性＝危機として認識されるようになってきた。今年は毎年巡ってくる全国戦没者追悼式の迎え方と安倍談話の内容に注目が集まったが、「戦後70年 安倍談話」に個人としての真摯な心情を感じることはできなかった。

今年は、日本の未来を考えるべき年となっている。立教大学創立140周年ポスターのコピーを引用すれば、“未来は、歴史より、ずっと長い。”のだ。とくに“いのちの尊厳のために”を理念としているコミュニティ福祉学部の在校生・卒業生、教職員においては、現在の歴史的局面に真摯に向かい合うことが求められている。

本稿では、そうした現在の課題への問題提起としてお読みいただければ幸いである。

本稿では、まず戦後70年の迎え方として、「戦没者」と慰霊の意味を問うことから、本土の捨て石としての役割を担われてきた沖縄の歴史を検討することとしたい。つぎに戦後の沖縄の支配体制の強化とともに日本政治の反転攻勢がいつから、どのように形成されてきたのかを検証する。そのうえで戦争の記憶と反戦の意思を繋ぐ実践的課題について考えてみたい。

以下、「戦死者」「戦没者」に関するポリティックス（政治的かけ引き）の意味するところを考えてみたい。

## 1. 沖縄戦の「戦死者」「戦没者」とは誰か

戦死者と戦没者はどのように説明され、いかなる政治的な意味を持たされてきたのであろうか。公式的な行事では、「戦没者」が一般的に使われてきた。「全国戦没者追悼式」での戦没者は、戦死者と民間人犠牲者の総計としての戦争犠牲者のことを指しており、一貫して第二次世界大戦における日本の犠牲者は約310万人とされている。

戦死（者）は、基本的に軍人・軍属の戦闘の中での殉職を意味している。英語では「K I A - Killed in action」と表記されている。つまり戦闘の当事者として対峙し、敵軍等を倒すために行動するなかで敵の攻撃によって死亡することをいう。基本的に戦死（者）は、戦争・戦闘・紛争などで軍隊・戦闘部隊に所属し、組織的に戦闘行為に参加している中での死亡（者）をいう。軍人が戦争や戦闘により死亡することであり、日本の自衛隊では、「軍隊ではない」との立場により「戦死」ではなく、業務中の死亡は「殉職」と呼んでいる。

戦争中の空襲などによる民間人の死亡者は、法令上「一般戦災死没者」（総務省設置法第4条91で「一般戦災死没者（今次の大戦による本邦における空襲その他の災害のため死亡した者をいう。））」とされている。

図1) 第二次世界大戦各国戦没者数に見るように、日本の戦没者数は軍人・軍属の戦死者数230万人、民間人死者数80万人で総計310万人を数えている。前述したように、この数字がこれまで一般に戦没者数として使用され理解されている数字である。

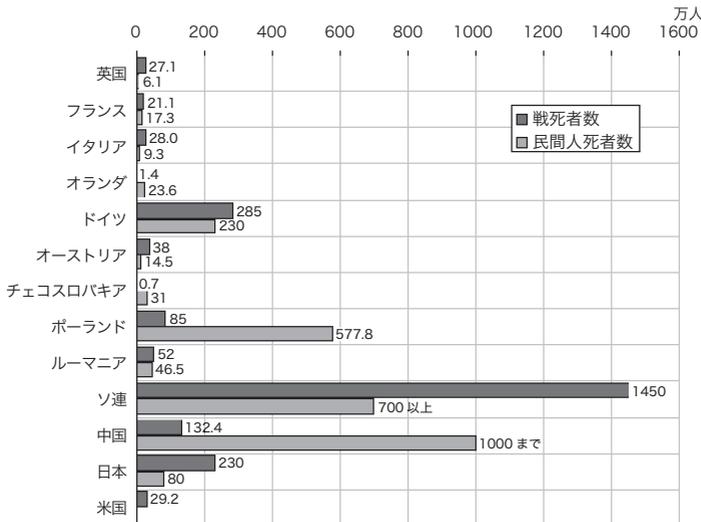


図1) 第二次世界大戦各国戦没者数

(資料) 英タイムズ社「第二次世界大戦歴史地図」、日本は東京新聞2006. 8.15 (厚生労働省資料など)

(主典) 社会実勢データ「図録第二次世界大戦各国戦没者数」

<http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/5227.html>

コモンウェルス戦争墓地委員会（第一次世界大戦および第二次世界大戦においてイギリス連邦加盟国の軍役に就いた戦死者の墓地および記念碑に関する記録および管理を目的に、イギリス、インド、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、南アフリカの6か国で構成される政府間組織）の「第二次世界大戦における各国の人的損失」のまとめによれば、日本の人口（1939年1月1日現在）71,380,000人、軍人の人的損失2,120,000人、民間人500,000～1,000,000人、合計2,620,000～3,120,000人、人口（1939年）に占める犠牲者数の割合は3.67～4.37%である。ちなみの世界全体の軍人・民間人総計の犠牲者数（戦死者）は6,000万～8,500万人、統計対象となった60か国の人口に占める犠牲者数の割合は3.17～4.00%となっている〔コモンウェルス戦争墓地委員会（2010－2011）〕。

1977年に厚生省（当時）が明らかにした数字では、「軍人・軍属・准軍属」の戦没者230万人、外地での戦没、一般邦人30万人、内地での戦災死者50万人、計310万人となっている〔藤原（2001）、pp131-139〕。

1952年では、「日華事変から太平洋戦争、8年間にわたる戦争で海に山に散った軍人、軍属170万人、また国内の戦災で死亡した国民70万人、あわせて240万人の霊」（「朝日新聞」1952年5月2日夕刊）であり、1937年の「日華事変」（支那事変と呼ばれた）から「太平洋戦争」終結までの8年間の戦没者数である。1963年には軍人・軍属、動員学徒、一般市民などの統計で「約310万人（厚生省調べ）」（「朝日新聞」1963年8月15日夕刊）となっている〔川村（2013）、pp58 - 59〕。

## 沖縄における「戦死者」「戦没者」

住民をも巻き込んだ悲惨な地上戦となった沖縄戦における戦死者は、「平和の礎」に刻銘されている。

刻銘の基本方針として「国籍を問わず、沖縄戦で亡くなったすべての人々とする。この場合、沖縄戦の期間は、米軍が慶良間諸島に上陸した1945年3月26日から降伏文書に調印した同年9月7日までとし、戦没場所は沖縄県の区域内とする」（「平和の礎に係る刻銘の基本方針」1993年10月26日決定、2003年6月3日一部改正）ことが明記されている。

沖縄県民の刻銘者（2015年6月現在）は14万9,362人で、県外都道府県の出身地の刻銘者が7万7,402人である。外国ではアメリカが1万4,009人となっている。

沖縄県出身者の戦没者として「ア．満州事変に始まる15年戦争の期間中に、県内外において戦争が原因で死亡した者、イ．1945年9月7日後、県内外において戦争が原因でおおむね1年以内に死亡した者（ただし、原爆被爆者については、その限りではない）」があげられている。

「平和の礎」の刻銘された出身地では、台湾、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国の総計は481人である。このなかには軍夫として徴用された朝鮮人・韓国人

の人々、日本軍「慰安婦」として強制連行・帯同させられた人々も含まれている。在日朝鮮人でありながら日本名で兵士として徴用された人々を本名に戻した数が含まれている [大田 (1996), pp. 105-106]。

表1) 「平和の礎」刻銘者数 (2015年6月現在)

	出身地	刻銘者数
日本	沖縄県	149,362
	県外都道府県	77,402
外国	米国 (U.S.A)	14,009
	英国 (U.K)	82
	台湾	34
	朝鮮民主主義人民共和国	82
	大韓民国	365
合計		241,336

資料出典) <http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/heiwadanjo/heiwa/7623.html>

沖縄戦の日本軍戦死者は、陸軍 6 万 7,900 人、海軍 1 万 2,281 人、その他を含め計約 8 万 9,400 人で、一般住民の死者は 10 万人～ 15 万人 (表 1 「平和の礎」刻銘者数では、沖縄県と県外の住民と軍人の人数を合わせれば約 23 万人 - 浅井) といわれる。米軍の戦死者は 1 万 2,281 人 (陸軍 4,582 人、海兵隊 2,792 人、海軍 4,907 人) である [日置 (2005), p. 680]。

沖縄戦における「戦死者」「戦没者」の平和の礎に刻銘された人々は、住民も軍人・軍属も死者としては固有名詞を持った一人ひとりの人間として刻銘されている。それにしても戦闘と死亡とのかかわりをどのように位置づけるかは、その人の犠牲のあり方と深くかかわっているはずである。その点をつぎに検討してみたい。

## 2. 「戦没 (者)」とは何か

### 戦没 (者) の定義のあいまいさ

「戦没」「戦没者」という表現はどのような死に方をしたのか、その死と軍隊の責任との関係はほとんど問われることのないものであり、さらに加害者としての側面は抽象されている。戦没 (death in battle) の意味はまさに戦争で死ぬことであるが、軍人・軍属が戦争で死亡する「戦死」と区別して、民間人の戦争での死亡も含めていう場合がある。狭義と広義での戦没を分けて使用することもある。

Wikipedia (戦死) では、「戦死: Killed in action」とは、「軍人が戦争や戦闘に

より死亡すること。類義語の戦没は、狭義では戦死と同義だが、広義では軍人の戦闘以外の死亡や、さらには民間人の戦災死も含む場合がある」と説明されている。

「戦没」という用語には、さまざまな政治的意味合いと事実を隠蔽する政治的側面を持っている。つまり戦争で死ぬという事実には、①死者が軍人・軍属であるか、民間人であるのかがあいまいにされていること、②直接的に殺されたのか、餓死などのいわば間接的な死を迎えたのか、③殺す側にも立っていた事実をあいまいにしていないか、④誰に殺されたのかという問題も戦没の内容には問われているはずであるが、これまでほとんど問われてこなかったといえよう。

④について補足的に言えば、戦後に孤児院で餓死した子どもたち、戦争トラウマで自死をした軍人、日本軍「慰安婦」として酷使され、衰弱死した女性たちなどは戦没者として位置付けられてきたのかというと、そうではなかった。

④のそれらの人々は“戦争関連死”というべきである。戦闘行為に直接参加しているかどうかには戦死の判断基準が限定されており、戦争に起因しまき込まれて死亡したという基準を明示することが重要であると考えられる。

「戦没」という用語の政治性をあらためて検討すべきことが求められている。

### 「全国戦没者追悼式」の変遷と「戦没者」の限定

1952年5月2日に初めて政府主催の「全国戦没者追悼式」が新宿御苑で開催されている [川村 (2003), p. 54]。現在のように8月15日ではない。

この年にサンフランシスコ講和条約が発効し、占領期間が終わったことで戦争犠牲者に関する公式行事ができるようになった。同講和条約は1951 (昭和26) 年9月8日に調印、1952年 (昭和27) 4月28日に発効し、第1条「(b) 連合国は、日本国及びその領土に対する日本国民の完全な主権を承認する」ことが謳われ、日本の独立が回復した。しかし同講和条約第3条 (註1) には、沖縄および奄美諸島は本土と切り離され、事実上アメリカの信託統治制度 (註2) の下におかれた「屈辱の日」でもある。

1947年6月5日、片山内閣の芦田均外相は外国人記者団に対して「ポツダム宣言の沖縄と千島の一部に対する適用について、日本人は多少疑問を持っている。沖縄は日本経済にとって大して重要ではないが、日本人は感情からいってこの島の返還を希望している」(「朝日新聞」同年6月7日) と語っている。しかしポツダム宣言違反であることは承知していることを表明しており、結局はアメリカに同調している [福永 (2014), pp. 166 - 167]。

靖国神社は、戦後、厚生省援護局の管轄になった後、1946年に東京都の単立宗教法人となり、先の「全国戦没者追悼式」で一括して合祀した戦死者を個別的に合祀していたのである。隠密裏に戦死者の祭神化・英霊化が進められていたので

ある [村上 (1974), pp. 201 - 205]。

つぎに全国的な規模で戦没者の追悼式が行われたのは「千鳥ヶ淵戦死者墓苑除幕式」で1959年3月28日のことである。「全国戦没者追悼式」と銘打って行われてはいない。

政府主催の「全国戦没者追悼式」が8月15日に行われるのは、1963年のことで、日比谷公会堂での開催である。この年から毎年、8月15日に「全国戦没者追悼式」が開催され、「終戦記念日」と位置づけられていく。「天皇の声によって真珠湾攻撃が始まったが意識されていたかどうか別にして、『大東亜戦争』は天皇の戦争であり、それが天皇の声によって終わったと記憶された」[川村 (2003), p. 55] のである。終戦記念日として新聞等で報道されるのは、1963年以降のことである。

その後、ラジオで流れる天皇の“玉音放送”に耳を傾ける国民の姿などを、テレビのドキュメンタリー（記録映像）などで繰り返し視聴することで、8月15日が終戦・敗戦記念日として国民に刷り込まれていくのである。天皇の戦争終結の“聖断”という意味付与も加えることで、戦前・戦中からの天皇制イデオロギーが国民の意識のなかに温存されることとなった。

「戦没者」には外地への侵略で虐殺した犠牲者はまったく対象とされなかったところに、内政対策としての「戦没者」への慰霊・追悼に押し込まれている現実がある。とくに侵略国への戦死者の現実を一貫して明らかにしてこなかった国の姿勢は、戦争の本質を国民に知らせないための隠蔽工作であったといえよう。

### 3. 慰霊の意味を考える

#### 本土における慰霊の意味

本土における慰霊の特徴について整理してみたい。

その第1は、沖縄を除いて本土における慰霊の季節は8月に集約されている。もっと限定的に言えば、8月6日の広島原爆投下の日、9日の長崎原爆投下の日、15日のいわゆる「終戦記念日」が本土における慰霊旬間となっている。それ以外の日々では「戦死者や戦災死者は再び8月が巡ってくるまで、眠りにつかされる」[川村 (2003), p. 49] のである。補足的に言えば、例年秋になると、千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会が主催する「秋季慰霊祭」が執り行われている。そこでは陸上・海上・航空の各自衛隊が部隊参列を行っている。いずれにしても全国的に慰霊の行事が行われるのは、きわめて限定された日程に押し込まれており、通年の継続的に戦争を考える国ではなかったといえよう。

この慰霊旬間の内実は広島、長崎、靖国神社、国立千鳥ヶ淵戦没者墓苑などが慰霊の象徴的な空間となっており、広島原爆ドーム、長崎平和祈念像、靖国神社と遊就館、千鳥ヶ淵戦没者墓苑（註3）などの表象的な建造物に代表されている。

とくに広島平和記念公園の原爆死没者慰霊碑に刻まれた「安らかに眠ってくだ

さい 過ちは繰返しませぬから」という碑文について議論がなされてきた。「過ち」を犯した主体があいまいにされた碑文の内容は、本土における慰霊の立ち位置を示している。慰霊の内容が総懺悔的な思考を形成してきたことは否めない。

さらに遊就館においては、戦死者の餓死の実態など戦争の悲惨さをほとんど見ることはできない。靖国神社・遊就館における慰霊の内容は、太平洋戦争が日本の立場においては「聖戦」であったことに収斂している。慰霊は戦死・戦没の実態を直視することから紡がれる営みであるはずである。

わが国の慰霊に関する第2の特徴として、戦後日本の慰霊は遺骨という具体物を通して行われることの乏しい国となっている。日本は海外の戦地とくに南洋諸島で戦死した兵士の遺骨を収集していない国であり、戦後70年を経てもまだ野ざらしになっている遺骨が113万柱もある。中国東北部、フィリピン、ミャンマー、サイパンなどの中部太平洋、ニューギニア、ソロモン諸島などに放置されている。遺骨という死の可視化がなされないもとの、慰霊は長い年月をかけて抽象化された行為に変質をしてきたのである。

厚生労働省の戦没者慰霊事業のなかで「海外旧主要戦域等からの遺骨収集帰還」事業 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido01/index.html#ikotsu>) は以下の表2) に示されている。

海外などからの戦没者の遺骨の収容は、1952(昭和27)年度から南方地域において始まっている。この結果、これまでに遺骨収集帰還事業により約34万柱の遺骨を収容し、陸海軍部隊や一般邦人の引揚者が持ち帰ったものを含めると、海外戦没者約240万人のうち約127万柱の遺骨を収容している。海没(海に沈むこと)したとされる約30万柱を含めて未収容遺骨概数は約113万柱である。戦死者の約半数しか遺骨を収集しておらず、遺族のもとに届けられないままである。

表2) 海外戦没者遺骨の収容状況(2015年3月31日現在)

海外戦没者概数 約240万人	収容遺骨概数	約127万柱
	未収容遺骨概数	約113万柱
	うち[1]海没遺骨	約30万柱
	[2]相手国事情により収容が困難な遺骨	約23万柱
	上記[1]、[2]以外の未収容遺骨(最大)	約60万柱

第3の特徴として、慰霊の営みはフィクション(虚構)によって具体化されたものである。そもそも遺骨を家族のもとに還すことは軍部の至上命令的役割であった。すなわち日清・日露戦争を通じて確立した「戦場掃除」(とくに「死者

の処置の為」、死亡原因・地点・日時などを把握して火葬することが定められていた」と「内地還送」（戦死者の遺骨の国内送還の規定は1937年7月に勃発した日中戦争時に制定されており、遺骨環送のルートも決められていた）という二大原則は、第二次世界大戦までは規程的には継承されてきた役割であった〔浜井（2014）、pp. 28 - 32〕。

しかし実際には未収容遺骨概数にみるように、半数の遺骨しか収集できていない。遺骨が還らない現実に対して、多くの遺族は「空の遺骨箱」（中には戦死地の砂袋か名前を書いた紙1枚が入っているだけのものが多かった）を受け取らざるを得なかったのであり、戦死者は「軍部によって強制されたフィクション」〔浜井（2014）、p. 213〕として受け容れざるを得なかったのである。「空の遺骨箱」という具体物とともに「英霊」という精神的なフィクションを二重に用意したのであった。

遺体・遺骨の環送の問題とともに、むしろそれ以上に国が重視したのは、戦没軍人を英霊として顕彰し祀ることであった。したがってそこでの課題となるのは、「英霊の基準」であり、合祀の対象が問われることとなった。この点については後述するが、戦前には存在しなかった軍・国と雇用関係にあった「準軍属」という新たな規定を設けることで靖国神社への「合祀資格」を拡大していった。「準軍属」は国の補償の対象とされたが、東京大空襲をはじめとした一般戦災死亡者は捨て置かれたのである〔伊香（2014）、pp. 36 - 42〕。

ようやく遺骨収集が実施されるようになるのは、1952年1月～4月に実施された硫黄島および沖縄への遺骨調査団の派遣によって、勇ましく喧伝された玉砕の実態がはじめて国民の前に晒されることになる。そこではじめて海外戦死者の実状が可視化されることとなった。敗戦後7年目にして、太平洋戦争の激戦地の状況が国民に知らされたのである。

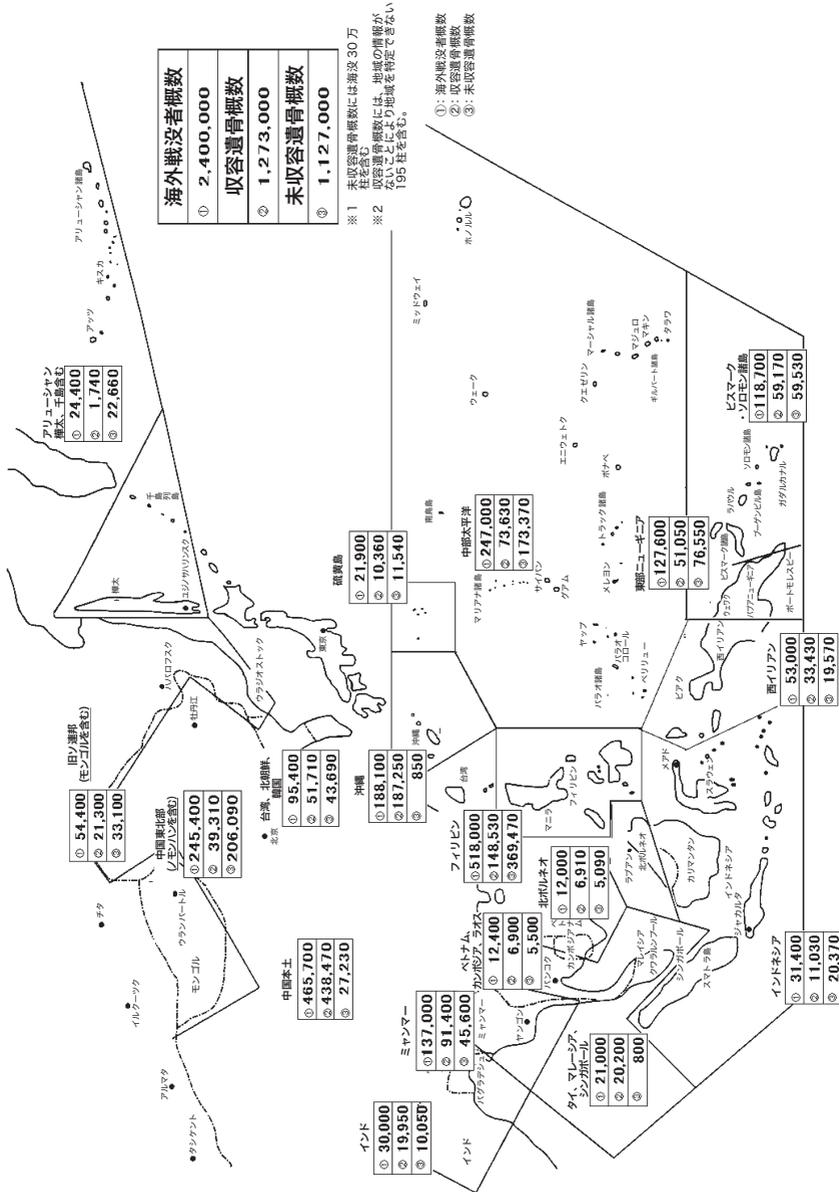


図2) 地域別戦没者遺骨収容概見図 (2015年8月現在)

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido01/senbotsusha\\_shuuyou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido01/senbotsusha_shuuyou/index.html)

## 沖縄における慰霊の日

一方、沖縄戦は本土とは戦争の様相がまったく違うものであった。沖縄戦の特徴を端的に言えば、「軍官民共生共死」の方針のもとで住民を巻き込んで地上戦が行われた点にある〔大田（2015）「沖縄戦」および（2007）を参照〕。

沖縄における慰霊の日の始まりは、住民の祝祭日に関する立法によって「慰霊の日6月22日沖縄戦の戦没者の霊を慰め、平和を祈る」ために制定された（琉球政府立法院「琉球政府公報（号外）」第32号、1961年7月24日）。ただしこの時点での慰霊の日は6月22日であった。その後、沖縄方面最高責任者である第32軍を指揮した牛島司令官が摩文仁の丘で自決した、現在の6月23日に特定されることになる。

沖縄県慰霊の日を定める条例（1974（昭和49）年10月21日）において、「第1条 我が県が、第二次世界大戦において多くの尊い生命、財産及び文化的遺産を失った冷厳な歴史的事実にかんがみ、これを厳粛に受けとめ、戦争による惨禍が再び起こることのないよう、人類普遍の願いである恒久の平和を希求するとともに戦没者の霊を慰めるため、慰霊の日を定める。第2条 慰霊の日は、6月23日とする」ことが定められた。

ただ沖縄戦は、第32軍を指揮した牛島司令官が摩文仁の丘で自決したことをもって終結したというわけではない。司令官の自決が沖縄戦の終結をけっして意味してはなかった。6月23日以降も米軍の掃討戦は継続され、多くの死傷者を出し続けたのである。北村毅の指摘するように、「最高司令官の自決により終わりの見えない戦争となった」〔北村（2009）、p. 42〕のである。住民は“国破れて山河なし”の荒野に放置されることになった。日本軍および日本政府は住民のいのちを守るという戦後処理の責任さえ放棄していたし、検討さえしていなかった。6月23日は戦争遂行者の視点からみての終結であって、実際に戦争の犠牲者である兵士と住民にとっては、南西諸島の日本軍が降伏文書に調印した9月7日以降もガマヤ山原<sup>やんばる</sup>を含めた山岳地帯で投降を拒否し、ないしはできないままだった現実があった〔大城（1985）、pp. 143 - 144〕。

戦闘中の占領化が進む中で、収容所内の孤児院において栄養失調や衰弱などによって少くない子どもたちがネグレクト死している現状がある。ネグレクトとは、「養育責任の怠慢・拒否」「養育の放棄」であり、子ども虐待の主要な内容である。国家による虐待という側面を孤児院におけるネグレクト死は内包している。占領国としての捕虜住民のいのちを守る責任を果たしていない現状があったといわざるを得ない。

ポツダム宣言（ナチス・ドイツ降伏後にベルリン郊外ポツダムにおいて、米国、英国、ソ連の3カ国の首脳が集まり、第二次世界大戦の戦後処理について話し合われた。いわゆるポツダム会談である。1945年7月26日、ポツダム宣言は、こ

の会談の期間中、米国のトルーマン大統領、イギリスのチャーチル首相と中華民国の蒋介石国民政府主席の共同声明として発表されたものである）において、「6吾等ハ無責任ナル軍國主義ガ世界ヨリ驅逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本國國民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ舉ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラズ」「10、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ國民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ヘラルヘシ日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ」などの内容が明記されている。

「日本國國民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ舉ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル」事実を踏まえて、日本政府が「基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ」という課題を担っていくことが明示されている。その意味で戦争の反省と基本的人権の尊重は、戦後政治の出発点であり立脚点である。

戦後ではあるが「ジュネーブ諸条約（1949年8月12日）第1追加議定書」（1978年12月7日効力発生）文民たる住民の保護（第4編）の「女子・児童等の保護」で、「紛争当事者に権力内に陥った者に対する最低限の待遇の保障」（第75条）、「女子の特別の保護」（第76条及び77条）、「児童の特別の保護・児童の避難」（第77条及び78条）の規定がある。

戦闘の終結を誰のどのような視点で捉えるのか、率直に言えば民衆史の視点から沖縄戦の終結をどのように捉えるかはまさに政治学の論理が問われている。住民生活の視点からみれば、戦闘によって死の危険がなくなったときにはじめて終戦を自覚するのである。8月15日で終戦を確認できる本土との決定的な差があるといえよう。

1961年および1974年の慰霊の日の規程においても、慰霊の対象は「戦没者」である。しかし死者に対する慰霊の中身が問い直されているという点で大きな変化がある。それは1972年の本土復帰以前のアメリカ統治下にある沖縄と復帰後の沖縄の政治状況の違いであるといえよう。74年の条例では、慰霊の内容は「多くの尊い生命、財産及び文化的遺産を失った冷厳な歴史的事実」を表明するところから出発しているのである。沖縄の場合は犠牲者に占める住民の割合が圧倒的であり、沖縄県民の4人に1人が亡くなっている。1940年（実施年）国勢調査によれば県民人口は57万4,579人、推計人口でいえば44年59万480人、45年では推計人口（宮古・八重山を含む）は32万6,625人である〔沖縄県群島政府統計課（1951）〕。

慰霊の中身について、本土における慰霊との比較を意識して整理すると、第1に、沖縄における慰霊の意味は、「戦没者」の亡くなり方、戦死のあり方を問い

直していることがあげられる。つまり日本軍の戦闘の盾にされたなかでの犠牲であったことに最大の特徴がある。第2に、慰霊の内容は死者の過去への眼差しであるだけでなく、沖縄の現在と未来を繋げるための死者への問いかけでもある。沖縄県知事の翁長武志は、選挙の前には魂魄の塔（住民、軍人、米軍韓国朝鮮人、沖縄戦で死んだ約3万5千人の人々が軍民、人種を問わず葬られた、沖縄最大の塔である。これが戦後もっとも早く建てられた慰霊碑である。建立に尽力をした元立法院議員、元真和志市市長の翁長助静は現県知事の父親である）に参拝をして、平和への誓いを刻むことを続けている。第3として、沖縄の慰霊のあり方は、本土の政治家の「戦没者」への視線を問い直し続けてきたといえよう。何のためにいのちを失ったのかの根源的な問いかけに真摯に伝えてきたとは言えない現実と歴史がある。「戦没」をした人々を慰霊するという生者における慰霊のあり方こそが問われているのである。

#### 4. 戦傷者戦没者遺族等援護法のしくみと沖縄の「英霊」

##### 戦傷者戦没者遺族等援護法の仕組み

日本政府は沖縄戦における住民体験の記憶を隠蔽・抑圧・変質させるために、1952年4月30日制定の「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（以下、「援護法」）の制定を梃子に戦略的にすすめてきた。その特徴的な手法は、住民を「準軍属」として軍人扱いをすることで、靖国神社に祭神として合祀することにある〔石原(2011), p. 24〕。

「準軍属」扱いとされるための要件は、「戦闘（原著では「戦闘」協力者）」として「直接軍の要請等に基づいて行動中死傷したもの」〔陸上自衛隊幹部学校編(1961), p. 4-19〕である。陸軍関係戦闘協力者4万8,509人（1950〔昭和25〕年3月末申告数）を14歳未満の死没者を年齢別に示すと、表3の通りである。

表3) 沖縄戦における陸軍関係戦闘協力者

年齢（歳）	死没者数（人）	年齢（歳）	死没者数（人）
13	1,074	6	733
12	757	5	846
11	696	4	1,009
10	715	3	1,027
9	697	2	1,244
8	748	1	989
7	767	0	181
合計：11,483人			

資料出所) 陸上自衛隊幹部学校編『沖縄戦講話録』防衛研修所戦史室、1961年、4-20

「戦闘協力者」全体のうち、14歳未満の子どもたちは1万1,483人で、約24%を占めている。この年齢の子どもたちを「戦闘協力者」と位置づけることで「準軍属」とし、援護法の対象としてきたのである。その協力の内容には、「壕提供」(10,101人)、「自決」(313人)、「四散部隊への協力」(150人)、「友軍よりの射殺」(14人)などが含まれている。「壕提供」は日本軍による住民の追い出しであったことは多くの証言で語られるところである [陸上自衛隊幹部学校編 (1961), p. 4 - 21]。

「援護法」(1952年4月30日制定)とは、「軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基き、軍人軍属等であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的」(第1条)した法律である。ちなみに軍属とは、「旧日本陸海軍に勤務した軍人以外の者の総称」[ブルタニカ国際大百科事典 小項目事典の解説]である。

同法第2条(軍人軍属等)では「3 この法律において、「準軍属」とは、次に掲げる者をいう。

- 1 旧国家総動員法第四条若しくは第五条(旧南洋群島における国家総動員に関する件(昭和十三年勅令第三百十七号)及び旧関東州国家総動員令においてよる場合を含む。)の規定に基く被徴用者若しくは総動員業務の協力者……略
- 2 もとの陸軍又は海軍の要請に基く戦闘参加者(※下線は浅井)………3～7は略]

があげられている。「軍人軍属等」として、「準軍属」が掲げられている。

「軍人軍属等」であつた者が「援護法」の対象であるが、沖縄住民に適用された事情について、次のように解説をしている。

「援護法は、国家補償の精神に基づき、①国と雇用関係(軍人および軍属)または雇用類似の関係(準軍属)にあつた者が、②公務上または勤務に関連した傷病により死亡された場合、③死亡者の遺族に、④遺族年金または遺族給与金および弔慰金を、支給しようという法律です」[厚生省社会・援護局援護課監修(2000), p. 269]。

ここで重要なポイントは、戦場での死亡もしくは傷病が「国と雇用関係(軍人および軍属)」か「雇用類似の関係(準軍属)」があつたかが援護法の受給対象となるかどうかの分岐点である。戦闘中の避難住民が日本軍から命令・強制・要請を受けた場合には「国と雇用類似の関係」が成立しているとする事で、「準軍属」扱いをしていくことで、適用の道をこじ開けたのである [石原 (2011), p. 29 - 30]。

先の『戦傷病者戦死者遺族等援護法Q & A』では、準軍属について「軍の要請に基づいて戦闘に参加した戦闘参加者」[厚生省社会・援護局援護課監修 (2000),

pp. 34 - 35] であると直截に書いている。それは「官民が一体となって戦闘が行われた地域においては、日本軍の戦闘を有利に導くため、軍の要請による弾薬・食糧の運搬、避難壕の提供など戦闘を幫助する軍事行動に参加した者」[前掲, p. 48] も戦闘参加者に含まれる。沖縄戦の実態は「軍官民共生共死の一体化」方針のもとで、「軍の要請に基づいて戦闘に参加した」状況とはまさに軍の命令は絶対であり、住民の意思や判断などが介在する余地はまったくなかった。

そうした状況のなかで、軍の命令と要請に基づいて積極的に戦闘に参加した「軍事行動」としての“集団自決”によって戦没したと申請しないと、「戦闘参加者」として受給対象にはならず、「準軍属」としては規定されなかったのである。

### 沖縄の「英霊」のつくり方

日本政府は、1957年3月から5月の間、厚生省引揚援護局から戦闘参加者調査のため沖縄に職員を派遣し、事情聴取するとともに戦闘参加の内容を設定すると同時に援護課、各市町村に対し事務指導を行った。「戦時中、国家総動員法に基づいて徴用され敵弾により死亡し負傷を受けた者、及び軍の要請により戦闘に協力し任務遂行中、死亡又は負傷した者は戦闘協力者として準軍属の身分を有することになり、援護法適用は3万円(日円)の弔慰金が国債で支給されたのみであったが、昭和34年からは遺族給付金、障害年金も支給されるようになったのである」[沖縄県生活福祉部援護課(1996), p. 13]。

認定手続きは次のような手続きで行われてきた。「①遺族から『戦闘参加申立書』を市町村役場に提出する。②市町村はこの申立書を審査して、戸籍照合のうえ義勇隊、直接戦闘、弾薬、食糧、患者等の輸送、陣地構築、炊事、救護等雑役、食糧供出、壕の提供等を書き入れ、これに戦闘参加概況書を添付し、連名簿を4部作成して援護課に送付する。③援護課ではこれを審査して事実認証の上、厚生省未帰還調査部、海軍は佐世保地方復員部に進達する。④厚生省未帰還調査部、又は佐世保地方復員部ではこれを審査の上、連名簿に該当、非該当の印を押して、援護課に返信する。⑤援護課では諸帳簿を整理して、連名簿を市町村に送付する。⑥市町村からこれによって、該当遺族に通知して弔慰金の請求手続きをさせる」[前掲, p. 13] という認定過程が必要であった。

1962年には「沖縄戦戦闘協力者死没者等見舞金支給要綱」(同年2月16日閣議決定)により、援護法に基づいた申立書が提出された者で、同法の対象とならなかった者、例えば6歳未満等の遺族に対して死没者1人当たり2万円の見舞金が支給されるようになった。

当時6歳未満の戦傷病者については「国との雇用関係がなかった」という理由で、政府は補償も援護もしていなかった。そうした実状に対して厚生省と沖縄県で協議の結果、1981年10月、国は沖縄戦当時の戦傷病者および戦没者遺族につ

いて「保護者と一体となって行動せざるを得なかったため、保護者の戦闘参加の実態により戦闘参加者として援護法を適用し処遇することを決定した」[前掲、p. 14] のである。

こうした施策には沖縄戦被害者の会（1979年12月結成）の働きかけがあったことも大きく影響しているが、「援護法」制定には2つの意味が内包されていた。補償的機能とともに、国が沖縄戦の実相を隠蔽することを目的に、住民の口封じのために援護法の対象を拡大してきたことの本質をみる必要がある。6歳未満の子どもさえも「戦闘参加者」として保護者を通して国との雇用関係があることを認定することで、援護法の対象としてきたのである。

こうして「準軍属」として認定されることで、「靖国神社合祀予定者名簿」に記載され、日本政府の出先機関である「那覇南方連絡事務所」から厚生省経由で靖国神社に送られ、子どもであっても祭神として靖国神社に合祀されていた[石原（2011）、pp. 30 - 31]。戦死者を英霊として祀ることで、援護法を利用した沖縄戦の実態の露骨な捏造の仕組みを造作し、戦争の記憶の封じ込めが行われたのである。

靖国神社は「現人神の天皇陛下も御親拝あそばされる最高位の別格官幣社」とされていた。多くの「臣民」が兵士として軍隊に取られて戦死したが、その戦死の実態は戦地での飢え死であったことが指摘されている。戦没軍人軍属約230万人の総数に対して、140万人前後が戦病死者であり、そのほとんどが餓死者ということである[藤原（2001）、pp. 131 - 139]。遺骨もまともに還って来ないなかで、戦争と軍隊に国民の怒りの矛先が向かってもし思議ではない。しかし「その怒り憎しみを喜びに転化させる装置が、靖国神社だった」[山中（2014）、p. 3] のであり、そうした心理的コントロール機能を持ってきたのが靖国神社であった。

このような仕掛けが1950年代初頭から画策され、沖縄戦体験の記憶を封じ込め、抑圧してきた。沖縄戦は“集団自決”に象徴される戦闘ではなく、軍隊が住民を守らないばかりか、住民のいのちを奪う存在であることを白日の下に晒したという点に本質がある。そして英霊のつくり方こそが戦争の本質を秘匿する策略であることを歴史的に証明しているのである。

## 5. 戦争の記憶と反戦の意思を繋ぐ

### 戦争の記憶とは何か

沖縄の住民において戦争の記憶は、戦場の記憶である。一方、本土においても民衆にとっては米軍の大型爆撃機による一方的な爆撃や原子爆弾による被爆、焼夷弾による延焼被害などから逃れる記憶であり、出征兵士を送り出し、帰還兵を迎える記憶であることも多い。また兵士を待ち続ける暮らしの記憶であったことも少なくない。さらに戦争孤児としての戦中戦後の浮浪児としての記憶であった

り、孤児院での暮らしでもあったりもする。

戦争の記憶は、長い年月の眠りから覚めて突如として、あるいはじわじわと“よみがえる”戦争トラウマとしての記憶であることも少なくない。戦争の記憶は、日米両国の兵士の戦場の記憶として、さらに無防備のまま戦場に放置された住民の記憶のなかで人間の精神を蝕んでいく [蟻塚 (2014), 『沖縄戦と心の傷』]。

沖縄における戦争の記憶は、戦場の真っ只中での実体験の住民の記憶である。戦場は“人間が人間でなくなる時” (大田 (1996), 『写真記録 人間が人間でなくなる時』) を生起する。とくに沖縄戦の住民の記憶は、多くの住民の証言と戦場の実態を集約していえば、「軍官民共生共死ノ一体化」の方針のもとで、数限りない証言で明らかなように「軍は住民を守らなかった」という沖縄出身現役兵の証言で示されている事実である [戦場体験放映保存の会 / 中田順子・田所智子編 (2014), pp. 230 - 232]。沖縄住民が体験した軍隊の真実は、住民を守らないばかりではなく、スパイ狩り、方言撲滅運動、決戦教育の強制、壕の追い出し、強制的な民家の接収、強制集団死への誘導などの事実が明らかになっている [大城 (2007), II 部]。

沖縄における戦争の記憶とは、直接的な死の場面の連続であり、人間の人間らしさの喪失体験であり、目に焼き付いた死体の山であり、目の前に広がるまた掘り起こされる白骨の残象である。そしてからだに残る感覚そのものである。

## 戦争の記憶の風化に抗して、反戦の意思の紡ぎ方

現在、戦争の記憶の風化が課題として論議されている。沖縄においても慰霊碑の碑文は、戦没兵士への追悼文ではあっても、住民被害の事実は書かれていないことが少なくない。その点では摩文仁の丘に広がる「平和の礎」には「敵・味方を超えて」沖縄戦で死亡した一人ひとりの名前が刻銘されており、戦争の被害を風景として私たちの目に焼き付けている。ひめゆり学徒隊の生存者が建て、運営してきた「ひめゆり平和祈念資料館」で語り部の「講話」が2015年3月末で終了した。同時に若い語り部に引き継がれる取り組みが行われている。

戦争の記憶が薄らいでいくひとつの理由は、戦史が国家と軍隊を中心にした記述と語りとして残そうとする限り、戦争の記憶は風化していくことになる。むしろ戦争の記憶を風化させようとする歴史修正主義の動きのなかで、風化は促進されることになる。

いま戦争の記憶の風化に抗するスタンスをとるためには、第1に、沖縄戦の記憶の残し方に学ぶことであり、それは住民・民衆とくに女性や子ども、高齢者、障がい者などの実体験から事実を掘り起し、記録し語り継いでいくことであろう。沖縄戦の死者は、組織的戦闘が終わったとされる1945年6月23日以降に、4万6千人の住民の死亡した事実には驚きを禁じ得ない (NHKテレビ「沖縄戦全記録」2015年

6月14日21時～22時放映)。軍隊に誰がどのように召集され、戦闘にどのように関わったかの内実が問われる必要がある。「防衛召集」によって14歳以上の男子が対象とされ“根こそぎ動員”され“斬り込み”を命じられていた。「出血持久戦」の終末の実態である。こうした戦争の事実を積み上げていくことが必要である。

第2に、日米の視点だけでなく、アジアの視点で学び直すことも重要な戦争の記憶の引き継ぎ方である。「弱い立場の者はさらに弱い立場に追い込まれるという戦場の構造は、植民地から連れてこられた人々」とりわけ朝鮮人軍夫と日本軍「慰安婦」の人々に代表されるアジア内部の抑圧関係を視野においた記憶と記録のあり方が問われるべきである〔若林(2015, 6, 29), 『沖縄タイムス』〕。

第3として、過去の史実を直視するとともに世界の戦争・紛争の現実を踏まえて、未来をどのように創っていくのかという視点で、戦争の事実を学び直していくことが重要な課題となる。日本と世界の未来を考える視点は、日本国憲法の中にあると考える。その点でいえば、集团的自衛権と安全保障関連法案(2015年9月19日、参議院本会議で成立)めぐる論議は、わが国の未来を考える視点で国民的討論を浮上させ、国民の民主主義形成の動員力を高めることになったと考えている。

### まとめにかえて－戦争はもっとも非福祉的行為である－

戦争と福祉は対極にあって、戦争はもっとも非福祉的な行為である。海外で戦争する国づくりは、戦争と福祉の負の歴史を再び繰り返すことになる。安倍政権のもとで「国際平和支援法」と10本の戦争関連法を成立させたが、こうした動きと表裏一体で、介護保険や医療制度などを改悪して3,600億円もの社会保障費を削減した。国が戦争に向かって進むときは、社会保障費が削られて軍事に使われる。一時的には戦力確保のために戦時厚生事業として予算が投入されることは歴史の事実としてあるが、それはよりよく生きるための福祉ではなく、死ぬことも辞さない戦力の確保と戦時体制の形成・推進のための“福死”事業であった。

「大砲かバターか」という言葉があるが、安倍政権の軍事大国路線は「大砲とともに、質の悪いマーガリン」路線であるといったほうがよい。「高品質のバターはお金持ちがお金を出して買いなさい、質の悪いマーガリンは貧しい人にも提供しましょう。国のお金は大砲につき込みますよ」と。

あらためて戦争に対する事実・現実・真実の捉え方と戦死者に対する慰霊のあり方を考えることが求められている。

(註1)「日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。) 婦婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。)並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上

の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。」

(註2) 信託統治制度とは、国際連合の信託を受けた国が、一定の非独立地域を統治する国連憲章第75条に規定された制度である。

(註3) <http://www.boen.or.jp/>、この墓苑は戦死者の遺骨収集で日本に持ち帰られた、人物を特定できない遺骨が納骨室に納めてある「無名戦士の墓」であるとともに、この墓苑は先の大戦で亡くなられた全戦没者の慰霊追悼のための墓苑でもある。2015年5月25日 現在、36万2,570柱の遺骨が納められている。

## 【引用文献】

- ・ 蟻塚亮二 (2014) 『沖縄戦と心の傷－トラウマ診療の現場から－』 大月書店。
- ・ 伊香俊哉 (2014) 『戦争はどう記憶されるのか』 柏書房。
- ・ 石原昌家 (2011) 『「沖縄戦体験」を捏造した『援護法』の仕組み』『ピース・ナウ沖縄戦』 法律文化社。
- ・ 大城将保 (1985) 『沖縄戦－民衆の眼で捉える「戦争」』 高文研。
- ・ 大城将保 (2007) 『沖縄戦の真実と歪曲』 高文研。
- ・ 大田昌秀 (1996) 『沖縄 平和の礎』 岩波新書。
- ・ 大田昌秀 (1996) 『写真記録 人間が人間でなくなるとき』 沖縄タイムス社。
- ・ 大田昌秀 (2007) 『慰霊の塔』 那覇出版社。
- ・ 大田昌秀 (2015) 「沖縄戦」浅井ほか著『戦争と福祉についてボクらが考えていること』本の泉社。
- ・ 沖縄県群島政府 (1951) 『故きを温ねて～1950年沖縄群島要覧』 沖縄県群島政府統計課。
- ・ 沖縄県生活福祉部援護課 (1996) 『沖縄の援護のあゆみ－沖縄戦終結50周年記念－』 同。
- ・ 川村邦光 (2003) 『戦死者とは誰か』 川村邦光編著『戦死者のゆくえ』 青弓社。
- ・ 北村毅 (2009) 『死者たちの戦後誌』 御茶ノ水書房。
- ・ 厚生省社会・援護局援護課監修 (2000) 『戦傷病者戦死者遺族等援護法Q&A－仕組みと考え方－』 新日本法規。
- ・ コモンウェルス戦争墓地委員会 (Commonwealth War Graves Commission) Annual Report 2010-2011。
- ・ 戦場体験放映保存の会／中田順子・田所智子編 (2014) 『戦場体験キャラバン』 彩流社。
- ・ 浜井和史 (2014) 『海外戦没者の戦後史－遺骨帰還と慰霊－』 吉川弘文館。
- ・ 日置英剛 (2005) 『年表 太平洋戦争全史』 図書刊行会。
- ・ 藤原彰 (2001) 『餓死(うえじ)にした英霊たち』 青木書店。
- ・ 福永文夫 (2014) 『日本占領史』 中央公論新書。
- ・ 『ブリタニカ国際大百科事典』 小項目事典の解説
- ・ 村上重良 (1974) 『慰霊と招魂』 岩波新書。
- ・ 山中恒 (2014) 『靖国の子－教科書・子どもの本に見る靖国神社』 大月書店。
- ・ 陸上自衛隊幹部学校編 (1961) 『沖縄作戦講話録』 防衛研修所戦史室。
- ・ 琉球政府立法院 (1961.7.24) 「琉球政府公報(号外)」第32号。
- ・ 若林千代 (2015. 6.29) 「戦没者実相 問い直しを－朝鮮・台湾出身者視点で－」『沖縄タイムス』。

## 【参考文献】

- ・ 大田昌秀 (2006) 『死者たちは、いまだ眠れず』 新泉社。
- ・ 小熊英二 (2015) 『生きて帰ってきた男』 岩波新書。
- ・ 栗原俊雄 (2015) 『遺骨・戦没者310万人の戦後史』 岩波新書。
- ・ 島本慈子 (2006) 『戦争で死ぬ、ということ』 岩波新書。
- ・ 長勢了治 (2015) 『シベリア抑留』 新潮選書
- ・ 半田 滋 (2014) 『日本は戦争をするのか』 岩波新書。
- ・ 樋口健二 (2015) 『毒ガスの島』 こぶし書房。
- ・ 堀川恵子 (2015) 『原爆供養塔－忘れられた遺骨の70年』 文芸春秋。
- ・ 三上智恵 (2015) 『戦場ぬしみぬ－辺野古・高江からの祈り』 大月書店。
- ・ むのたけじ (2015) 『100歳のジャーナリストから君へ』 汐文社。